

全建労発第 41 号

平成 28 年 8 月 8 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より別添のとおり、「下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について」通知がありました。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではなく、また、所定労働時間内 8 時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものとなっております。

つきましては、貴協会会員企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、諸経費を適正に考慮する等、公共工事設計労務単価の意味をご理解いただき、適切な取扱いが図られますよう、貴協会会員企業に対し周知方よろしくお願い申し上げます。

また、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費等）を試算、加算した金額（参考値）が公表されておりますので、併せて周知いただきますようお願い申し上げます。

担当：労働部 又木

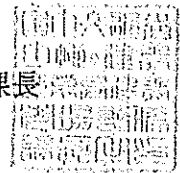


国土建労第 424 号

平成 28 年 8 月 1 日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（平成 28 年 8 月 1 日付け国土建推第 17 号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第 6 条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではなく、また、所定労働時間内 8 時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する、東京電力福島第一・第二原子力発電所の周辺地域における作業では、労働者の賃金等に加えて特殊な作業環境及び安全確保を踏まえた手当、諸経費を適正に考慮する等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費等）を試算、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。